

三田市農業共済条例の一部改正の概要

【改正趣旨】家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の一部が平成23年10月1日に施行されることにより、家畜の廃用の範囲等を規定している農業災害補償法施行規則の改正省令が平成23年9月30日に公布された。これに伴い、当該条例を改正するに当たり、急を要するため専決処分を行ない、次期10月臨時市議会に報告しようとするもの

【関係法令】家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年法律第16号)第13条の2、農業災害補償法施行規則第16条

【改正内容】●家畜共済の対象となる事故及び廃用の範囲(第3条第2項第2号関係)

(現行)第3条第2項第2号

(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜が家畜伝染病予防法第16条第1項第1号の患畜若しくは同項第2号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。)

(改正案)

(2) 不慮の災やくによつて救うことのできない状態に陥つたとき(家畜伝染病予防法第58条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。)

改正理由：

平成23年10月1日施行の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律第13条の2第5項の改正規定により、新たに国からの全額手当金等が交付される家畜となるケースが追加されることになるが、今後もこのようなケースが追加されるたびに農業共済条例の改正をおこなわなければならないため、今般、当該条例の根拠法令である農業災害補償法施行規則において廃用の範囲からこのようなケースを包括的に除外するように改正した。それに伴い当該条例も併せて改正しようとするものである。

【施行期日】兵庫県知事の認可のあった日

【経過措置】家畜共済に係るこの条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、平成23年10月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。